

2023年12月2日

## エガリム法からみるフランスの農業

菊池達弥

2050年を目指して耕作面積の25%を有機農業にしたいと考えている日本政府ですが、現状は0.5%程度です。目標に到達するには根本的な何かを変えねばならないと思われませんが、みどりの食料システム戦略が参考にしているだろうと思われる欧州の農業政策を、日本の有機農業の現状とどのような比較ができるのか、欧州を農業で先導するフランスの法制から有機農業を見てみたいと思いました。

フランスは国土の約半分が農地で食料自給率は125%という農業国です。それに比べフランスの2/3の面積である日本の耕作面積は全体の1割程度で、2021年の食料自給率は38%でした。政府は2020年に策定した新たな食料・農業・農村基本計画で2030年の45%を目指しています。しかし現在200万人程の農業従事者もその頃には130万と大幅な減少が見込まれており、そうした状況下での農業のあり方を国は模索しているところです。さて、フランスの有機農業は前述の0.5%という日本に対して全体の約11%（2022年）で、単純に面積で両国を比較すると116倍、仮に日本の耕作面積で考えてみるとその66%が有機農業です。その他、従事者数は約5倍、ビオ（Biologique:オーガニックの意）の年間売上は約5.6倍、国民一人当たりの消費量は約11倍です。現在のフランスはエガリム法というもので動いていますのでそれ中心に考察していきますが、前提として、EU諸国にはEUとしての規範があります。各国はそれに縛られ、それを超えた国内法を整備することはできません。近年欧州議会及び欧州委員会の農業政策は気候変動に向き合うため環境サイドに傾いており、各国もそれに影響されていることは考慮してください。

エガリム（EGalim）とは2000年と2017年に開催された全国食糧会議（États Généraux de l'alimentation）のことで、2018年に最初のエガリム法が制定までに14のテーマについて、74回の地方会議と14回の全体会議が催され、消費者、生産者、流通、販売から当局まで、食料に関係するすべての分野の代表者が集り、10の省庁が横断的に関与する食の法律ができました。制定の背景には、グローバル化によって輸入農産物と国内農産物との流通間のパワーバランスが悪くなりフランスの食文化の多様性が損なわれているとの危惧から、食料主権を取り戻すため（フランスでは2020年7月から農業に関する省庁の名称が以前の「農業、食料、漁業、農村省」から「農業、食料（主権）省」へ変わっています。）、また、食品小売市場の90%が大手に寡占されている状態下において、農家が非常に惨憺たる状態であるという事実が一層明らかになり、農産物を売るときの価格が異常に安く買ったたかれるような小売業の低価格競争をやめさせるよう価格決定の透明性と適正化を図ることが求められ、食品産業のサプライチェーンにおいて、農業者の集団的な力を強化すべきだという考えが強調されました。4つにまとめると①農業者と取引相手との適正な取引関係を見直す、②食品の品質・地産地消を強化する、③健康に寄与し、信頼

性および持続可能性の高い産品を促進する、④食料分野におけるプラスチック使用を減らす、ことについてまとめられた。有機農業の観点からすると、国民消費の 1/7 を占め全年齢層が利用する公共食堂（学校、幼稚園、老人ホームなど）では少なくともその半分は環境に配慮された食べ物を使用し、かつその 20%はビオでなければならないことから、より健康的で質の高い食品が求められるようになりました。フランスは世界が模範にする地理的表示保護制度（AOC/AOP）という認証制度をもっており、そうした品質に関する多くの認証（AB、IGP ほか）が存在するためできたようにも思われます。一方で世界的な有機農業の機関である IFOAM は、第三者認証に頼らない制度 PGS というものを打ち出していますが、個人的には現場における各個人のマーケットの規模感でどう消費者にアピールするかが問題なのではと思います。顔の見える関係性を踏まえつつも、有機農家としてのもっとも多い売上層が 200~400 万円であることを考えてみると、身近な消費者層と向き合うのにも工夫した自発的なアピール必要ではないかと思えます。

一旦フランス政府のデータを見てみますと、家庭でのビオ購入の割合は調味料が 32%で一番多く、その次に果物や青果の 16%、卵や牛乳などの乳製品の 15%となっています。栽培面積による割合としては、マメ科などの乾燥ものが 39%と多く、次いで香料や医療用の植物が 29%、三番目にワイン用ブドウが 21%、果物が 17%となっています。買い物かごの中は 6%がビオのもので、消費されている 83%は国産とのこと。2022 年の購買について、ビオ専門店での販売は-8.6%、スーパーでは-4.6%であった一方で直接販売が +3.9%と伸びました。フランスにも日本の産消提携に似た AMAP という制度や直売システム（La Ruche qui dit oui！（60 km圏内の食べチョク）、Bienvenue à la ferme（販売だけでなく、飲食やアグロツーリズムも））があり、近距離圏での消費という考えは浸透しているような印象を受けました。ビオ購入の 92%は家庭用で、飲食関係は 2%しかなく、残りは法律の後押しを受けた公共食堂の消費と思われ。2019 年以降、まずは試験的に 2 年間、学校給食では少なくとも週一回はベジタリアンメニューが採用されており、これは植物性由来のたんぱく質に慣れてもらおうという狙いがあるようです。環境だけでなく動物福祉（アニマルウェルフェア）も重視され罰則等もあります。

しかし最初のエガリム法では法的枠組み作りに留まりその実行力が十分に発揮できなかったため、小売業界国内第 6 位であった会社の元 CEO にその見直しを依頼しました。デフレ基調で農業者が適正な収入を確保していないことや物価が上昇していないことを強調し、その内容を反映させ法的な実行力を持たせたのがエガリム 2 法です。エガリム 2 法の中心は、依然として農業者が市場経済の中で搾取されてしまっている状況から救うことで、農と食の分野の商業的関係のバランスを改善するためにできました。最初のエガリム法における農業者と取引相手との適正な取引関係の強化がみられ、具体的には①農業者と最初の購入者の間での書面での契約締結の義務化、②契約には価格決定の計算式、契約期間などの事項の記載義務、③認定された生産組織は、農業者の委任を受けて契約交渉を代行し、契約の枠組みを決定できる（農家の 3/4 は農協に加入しており、そこから派生した組織が

様々あります)、④専門職業間組織(品目ごとに生産～小売の各段階の代表組織が加盟した組織を認定)は生産費に関する指標を公表、⑤最初の購入者以降の流通において原価割れでの販売を禁止、などがあげられます。さらに2023年4月からエガリム3法が施行されており。より供給業者と小売業者間の不均衡をなくすため供給業者の商的關係を強化する措置が追加されています。同時に現在のフランスでは2030年に向けての農政目標としては、先進的技術の活用や国際競争力を掲げています。そのほか直近では2017年の就任直後にマクロン大統領がグリホサートの全面禁止を目標に掲げていましたが、現在使用可能延長中で今月の15日にその期限を迎えますが、国内では農薬ロビーや農家からの再使用の動きが活発なようで議論が起きています。

世界の先進国といわれる国々では根本的経済はこれからも新自由主義のままと思いますが、欧州の視点で見ると、関連産業の持続的な競争力の改善や価値の創造、ほ場の回復、農の安全保障の点からもエネルギーを節制する目的で、この経済主義だけに立脚しない農業の在り方への移行を模索しているように窺われました。個人的感想として、国際的に先行するモデルを追いかける日本の姿勢も大切かもしれませんが、情報がある程度世界的に並列化している現代においては自然と触れるものが世界水準であることが多く、やることとしては自分たちの頭で自分たちにできることを皆で考えるというシンプルな民主主義的態度で十分ではないかと思います。規模感では見劣りしても日本にも素晴らしいと思える有機農業の実績がありますので、自信をもってこれからも我々の道を進んで良いように思えます。しかし互いに高めあえる仲間は世界中至るところにいますので、相互に学びあえばそれはこの上ないと思います。「地球規模で考えて、地域で行動する」という好きな言葉がありますが、身近な何かに憂慮する積み重ねが社会を良くするのだと私は信じています。しかし一方で、遠いアフリカなどでは我々が受けている恩恵の犠牲となった人々が今現在もいることを忘れてたくないと思います。

#### 【参考】

- ・『フランスのEGalim法の概要』 農林水産省 新事業・食品産業部 2023.8
- ・『フランスのEgalim(エガリム)法及びEgalim2法の制定経緯』 農林水産省
- ・『新しい基本計画』 農林水産省 2020.7
- ・三井総合研究所 [https://www.mri.co.jp/knowledge/column/20230925\\_2.html](https://www.mri.co.jp/knowledge/column/20230925_2.html) 農産物の価格はあげられない?(後編)
- ・フランス農業・食料(主権)省HP
- ・『フランスの食料・農業分野の動向 ～美食の国の外食産業が抱えるジレンマ～』 神林悠介(外務省在フランス日本国大使館一等書記官)
- ・『<講演録>フランスの農協-法制度が農協や農業者の競争力向上にどのようにえいきょうしているのか-』 マリリン・フィリップ博士(ボルドー大学経済学部教授)